



各位 殿

平成20年6月27日

件名：玩具に関する食品衛生法改正

昨今、中国産冷凍ギョウザの残留農薬や鳥インフルエンザ、BSEなど食の安全に関する問題が発生する中、玩具についても安全性確保などの目的で、4/1に食品衛生法が改正されました。

< 法令改正の趣旨 >

- ・近年の多様化した玩具に対応するため、対象範囲を拡大する。
- ・玩具の国際規格を取り入れ、衛生上の観点から規格の国際整合性の確保を図る。
- ・鉛等に係る規格を強化し、衛生上の観点からより一層の安全性の確保を図る。

< 改正によって変わる主なポイント >

1. 材質制限の撤廃 今まで除外されていた繊維製・木製・紙製などが新たに加わる
これにより、ぬいぐるみ・人形用洋服・木製機関車などが対象に加わりますので、御注意下さい
2. 対象玩具の追加 アクセサリー玩具・知育玩具・対象玩具と組み合わせて遊ぶ玩具を追加
3. 乗物玩具(乗物を模した玩具)の除外規定廃止 ぜんまい式・電動式を対象に加える
4. 原材料としての塗料(液状)の規格試験から最終製品の一部としての塗膜(固体状)の規格試験への変更
5. 乳幼児が飲み込むおそれのある金属製アクセサリー玩具に対して鉛溶出規格を設定

< 適用期日及び運用上の注意 >

- | | | |
|-----------------|----------|-------------------------|
| ・従来から対象にあたる玩具 | 5/1～9/30 | 法令改正前と同様の手続 |
| | 10/1以降 | 改正後の規格基準に適合していなければならない |
| ・改正後、新たに対象となる玩具 | 5/1～9/30 | 食品届申請は必要だが、試験成績証明書添付は不要 |
| | 10/1以降 | 食品届申請をし、試験成績証明書を添付する |

このように、従来は食品届申請対象ではなかったアイテムが法令改正により対象へと変わることがございますので、各荷主様におかれましては十分御注意頂きますようお願い申し上げます。

何かご質問等がございましたら、どうぞお気軽にご連絡下さい。

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372～3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>